

2022年4月28日基準

追加型投信／国内／不動産投信／特殊型（ブル・ヘア型）

運用実績

基準価額

2,356円

前月末比

+27円

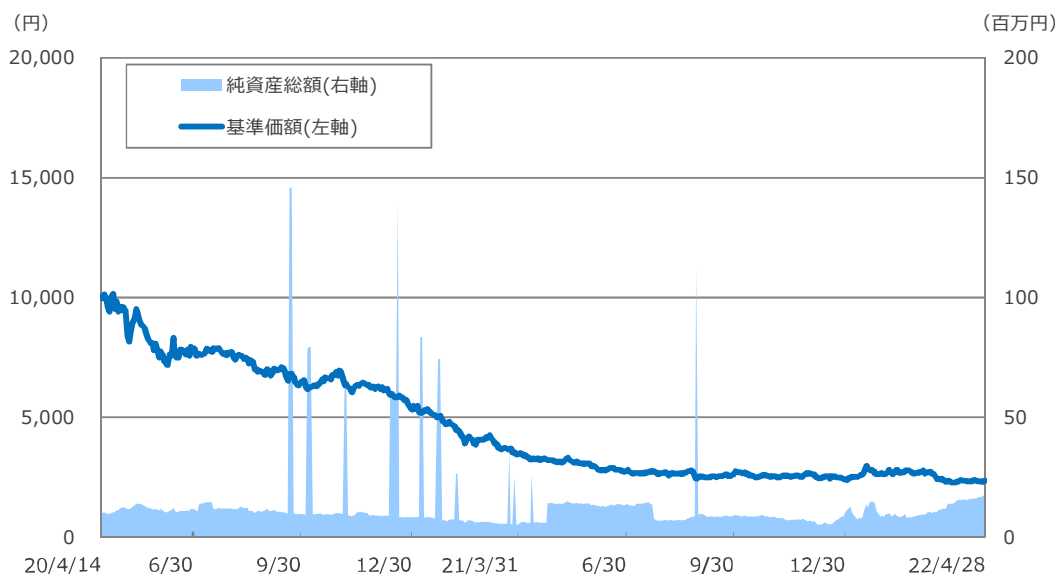
純資産総額

17百万円

※基準価額は信託報酬控除後の値です。

ファンド設定日：2020年4月14日

基準価額等の推移



※基準価額は、信託報酬控除後の値です。

資産構成

ファンド	比率
現金等	100.0%

実質組入資産

組入資産	比率
REIT指数先物* (売建)	-192.1%

※比率は、純資産総額に対する割合です。

*原則として、東証REIT指数先物を活用します。

期間収益率

設定来	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	5年
-76.44%	1.16%	-9.97%	-6.14%	-25.28%	-	-

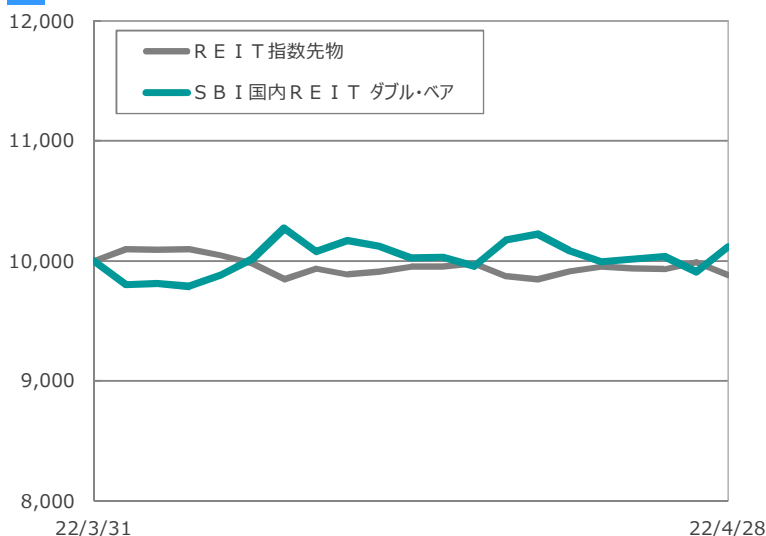
※期間収益率は税引前分配金を再投資したものととして算出した税引前分配金再投資基準価額により計算しています。

収益分配金（税引前）推移

決算期	第1期	第2期	-	-	-	設定来累計
決算日	2021/4/21	2022/4/21	-	-	-	
分配金	0円	0円	-	-	-	

※収益分配金は1万円当たりの金額です。（初回決算は2021年4月21日です。）

当月の基準価額と市況の推移（前月末の基準価額・REIT指数先物を10,000として指数化しています。）



※連動率は以下の計算により算出しています。

基準価額の前営業日比騰落率（%）÷先物価格の前営業日比騰落率（%）

※REIT指数先物の騰落率が0の日は連動率を表示しておりません。

※REIT指数先物の清算価格の変動が前営業日比で小幅である場合には、連動率は2倍から乖離する場合があります。

※連動率については次頁の「基準価額の変動に関する留意事項」をご確認ください。

日付	REIT指数先物		SBI国内REITダブル・ヘア		
	清算価格（円）	騰落率 （前営業日比）	基準価額（円）	騰落率 （前営業日比）	連動率（倍）
4月1日	2,014	0.98%	2,283	-1.98%	-2.02
4月4日	2,012	-0.10%	2,285	0.09%	-0.88
4月5日	2,014	0.10%	2,280	-0.22%	-2.20
4月6日	2,004	-0.50%	2,302	0.96%	-1.94
4月7日	1,990	-0.70%	2,334	1.39%	-1.99
4月8日	1,964	-1.31%	2,392	2.49%	-1.90
4月11日	1,982	0.89%	2,347	-1.88%	-2.11
4月12日	1,972	-0.50%	2,369	0.94%	-1.86
4月13日	1,976	0.23%	2,357	-0.51%	-2.22
4月14日	1,985	0.46%	2,335	-0.93%	-2.05
4月15日	1,985	-0.03%	2,336	0.04%	-1.70
4月18日	1,991	0.30%	2,319	-0.73%	-2.41
4月19日	1,969	-1.08%	2,370	2.20%	-2.04
4月20日	1,964	-0.25%	2,381	0.46%	-1.83
4月21日	1,977	0.66%	2,348	-1.39%	-2.09
4月22日	1,985	0.40%	2,328	-0.85%	-2.10
4月25日	1,982	-0.15%	2,333	0.21%	-1.42
4月26日	1,980	-0.10%	2,337	0.17%	-1.70
4月27日	1,993	0.63%	2,307	-1.28%	-2.03
4月28日	1,971	-1.08%	2,356	2.12%	-1.97

追加型投信／国内／不動産投信／特殊型（ブル・ベア型）

基準価額の値動きにかかる留意事項

本ファンドは、日々の基準価額の値動きがわが国のREIT市場の値動きの「概ね2倍程度逆」となる投資成果をめざして運用を行います。したがって、日々運用目標が達成された場合でも、ファンドの保有期間が2日以上となった場合には、「概ね2倍程度逆」の投資成果が得られるものではありませんのでご注意ください。

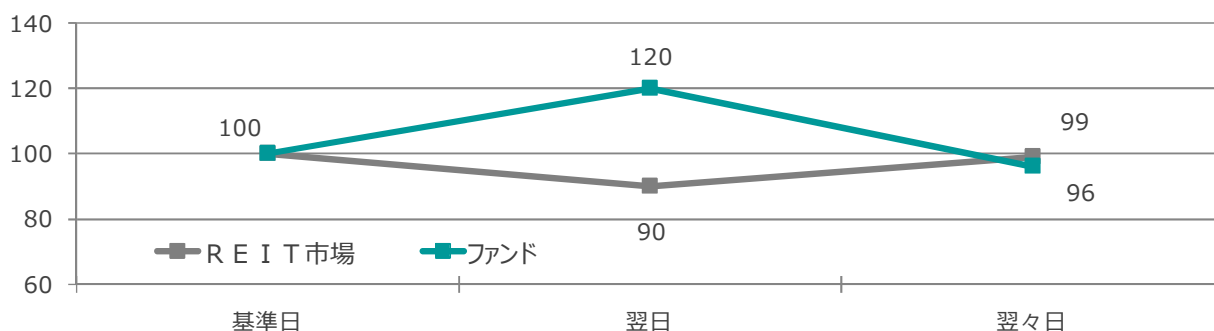
留意事項①

ファンドの保有期間が2日以上となった場合の投資成果は、同期間中のわが国のREIT市場の値動きと比較し「概ね2倍程度逆」とはなりません。

（例）REIT市場が基準日の翌日に10%下落し、翌々日に前日比で10%上昇した場合

基準日と翌々日を比較すると、REIT市場が1%の下落に対して、ファンドは4%の下落となり、「概ね2倍程度逆」とならないことが分かります。

	基準日	翌日（前日比）		翌々日（前日比）		翌々日と 基準日との比較
	価格	価格	前日比騰落率	価格	前日比騰落率	
REIT市場	100	90	▲10%	99	+10%	▲1%
ファンド	100	120	+20%	96	▲20%	▲4%

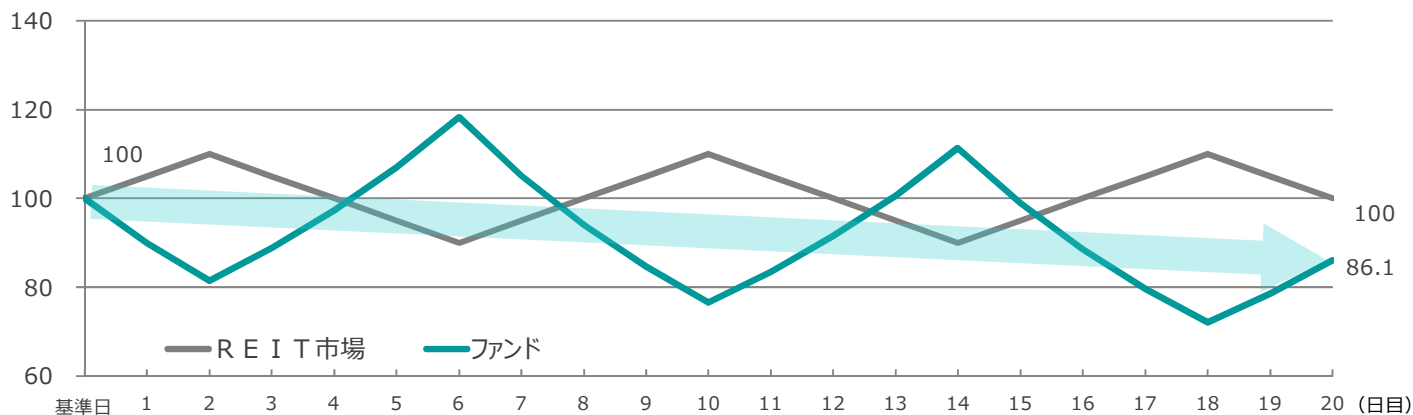


留意事項②

わが国のREIT市場が上昇と下落を繰り返しながら動いた場合は、保有期間が長くなるほど基準価額が押し下げられる傾向となります。

（例）REIT市場の基準日を100とし、その後、上・下10の幅で上昇と下落を20日間繰り返した場合

ファンドの基準価額は、REIT市場が基準日と同じ100となった場合でも、86.1と大きく押し下げられることが分かります。



- 上記はわが国のREIT市場の値動きと基準価額の値動きの関係を理解いただくための例であり、実際の値動きを示すものではありません。また、わが国のREIT市場の値動きに対し2倍程度逆の値動きをすることや一定の運用成果を保証するものではありません。
- 上記数値は、表示単位未満を四捨五入しております。

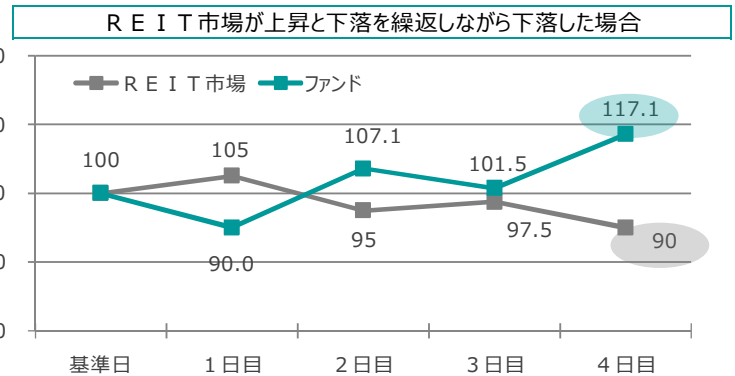
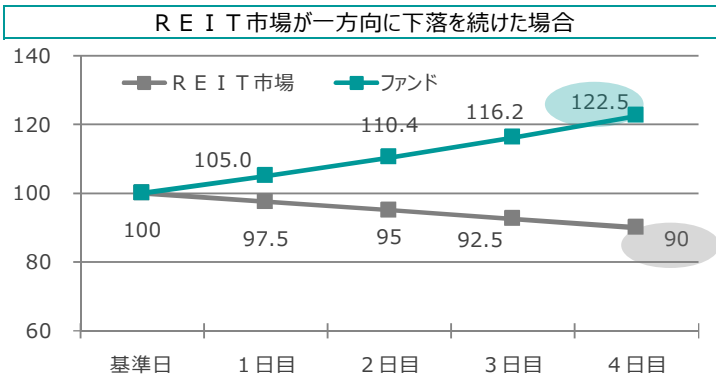
追加型投信／国内／不動産投信／特殊型（ブル・ヘア型）

基準価額の値動きにかかる留意事項

留意事項③

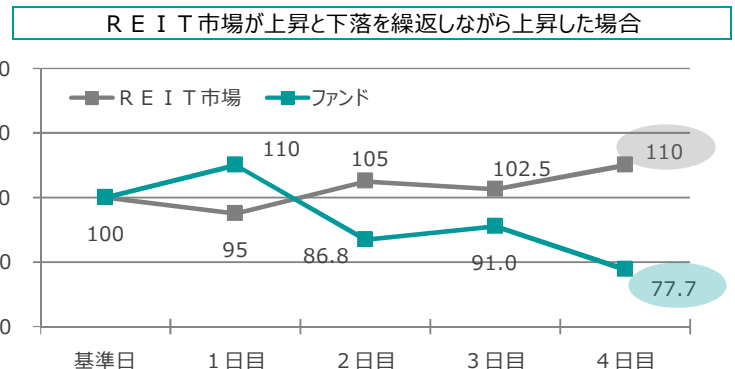
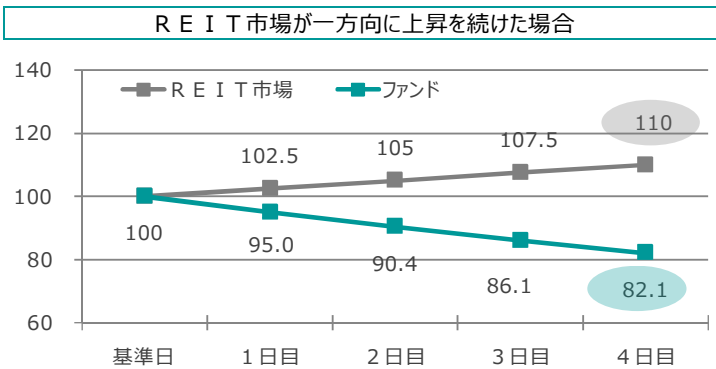
わが国のREIT市場が一方方向に動き続けた場合と、上昇と下落を繰返しながら推移した場合を比較すると、上昇と下落を繰返しながら推移した場合の方が投資成果が劣後することが分かります。

(例1) REIT市場が一方方向に下落を続けた場合と、上昇と下落を繰返しながら下落した場合



4日目にREIT市場がともに90となった場合でも、ファンドはそれぞれ「122.5」、「117.1」と上昇と下落を繰返しながら下落した場合の方が投資成果が劣後することが分かります。

(例2) REIT市場が一方方向に上昇を続けた場合と、上昇と下落を繰返しながら上昇した場合



4日目にREIT市場がともに110となった場合でも、ファンドはそれぞれ「82.1」、「77.7」と上昇と下落を繰返しながら上昇した場合の方が投資成果が劣後することが分かります。

- 上記はわが国のREIT市場の値動きと基準価額の値動きの関係を理解いただくための例であり、実際の値動きを示すものではありません。また、わが国のREIT市場の値動きに対し2倍程度逆の値動きをすることや一定の運用成果を保証するものではありません。
- 上記数値は、表示単位未満を四捨五入しております。

留意事項④

日々の基準価額の値動きがわが国のREIT市場の値動きの「概ね2倍程度逆」となることをめざして運用を行います。ただし、「ちょうど2倍逆」になるとは限りません。その主な要因は次のとおりですが、以下に限定されるものではありません。

- ◆ 本ファンドにおける運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担
- ◆ REIT指数先物取引等を利用することに起因するもの
 - 1) REIT指数先物とわが国のREIT市場の値動きの差
 - 2) 追加設定・解約の発生による運用資金の大幅な変動
 - 3) 日々の追加設定・解約などに対応したREIT指数先物取引の約定価格と清算値段の差
 - 4) 流動性が不足した際の売買対応や必要な取引数量のうち全部または一部取引不成立の影響
 - 5) 先物の限月交代に対応する場合

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

追加型投信／国内／不動産投信／特殊型（ブル・ヘア型）

投資リスク

基準価額の変動要因

本ファンドは、REIT指数先物取引及びわが国の短期公社債への投資を通じて、日々の基準価額の値動きが、わが国のREIT市場の値動きの概ね2倍程度逆となる投資成果をめざして運用を行います。REIT指数先物取引の価格の変動により、基準価額が下落し、非常に大きな損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を大きく割込むことがあります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

REIT (不動産投資信託) の価格変動リスク	一般にREIT（不動産投資信託）が投資対象とする不動産の価値及び当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動します。REIT（不動産投資信託）の価格及び分配金がその影響を受け上昇した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
流動性リスク	有価証券等を売買しようとする場合、流動性が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクがあります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け本ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
目標とする 投資成果が 達成できないリスク	<p>本ファンドは、日々の基準価額の値動きがわが国のREIT市場の値動きの「概ね2倍程度逆」となることをめざして運用を行います。ただし、「ちょうど2倍逆」になるとは限りません。その主な要因は以下のとおりです。</p> <p>ただし、以下に限定されるものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆本ファンドにおける運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担 ◆REIT指数先物取引等を利用することに起因するもの <ol style="list-style-type: none"> 1) REIT指数先物とREIT市場の値動きの差 2) 追加設定・解約の発生による運用資金の大幅な変動 3) 日々の追加設定・解約などに対応したREIT指数先物取引の約定価格と清算値段の差 4) 流動性が不足した際の売買対応や必要な取引数量のうち全部または一部取引不成立の影響 5) 先物の限月交代に対応する場合
換金性等が 制限されるリスク	<p>次の場合等には、委託会社の判断で当日分の購入・換金の受付を中止または取消しとさせていただきます場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆REIT指数先物取引について次の事象が発生したとき <ol style="list-style-type: none"> 1) REIT指数先物取引について、当該取引に係る金融商品取引所の当日の立会いが行われないうち、または停止されたとき。 2) REIT指数先物取引について、当該取引に係る金融商品取引所の当日立会終了時における当該取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、本ファンドの当該取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 ◆金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるとき

追加型投信／国内／不動産投信／特殊型（ブル・ヘア型）

投資リスク

その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 純資産総額を超える損失を回避するため、オプション取引を活用する場合があります。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。
収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。
なお、デリバティブ取引については、社内規則に基づいて投資方針に則った運用が行われているかを日々モニタリングを行っています。
- 流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

委託会社、その他関係法人

委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社（信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第311号 加入協会/一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	みずほ信託銀行株式会社（ファンド財産の保管・管理等を行います。）
販売会社	※最終頁をご参照ください。（受益権の募集・販売の取扱い、及びこれらに付随する業務を行います。）

本資料のご留意点

- 本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。
- 投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。
- 投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。
- お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

追加型投信／国内／不動産投信／特殊型（ブル・ヘア型）

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額（ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目以降のお支払いとなります。
申込締切時間	原則として、午後2時15分までに販売会社経由での委託会社に対する申込みに関する事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。したがって、販売会社の申込締切時間は、午後2時15分より前になります。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	次の場合等には、委託会社の判断で当日分の購入・換金の受付を中止または取消しとさせていただきます。 ◆REIT指数先物取引について次の事象が発生したとき 1) REIT指数先物取引について、当該取引に係る金融商品取引所の当日の立会いが行われないうち、または停止されたとき。 2) REIT指数先物取引について、当該取引に係る金融商品取引所の当日立会終了時における当該取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、本ファンドの当該取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 ◆金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるとき
信託期間	2023年4月21日（金）まで（設定日：2020年4月14日（火）） 信託期間の延長が有利であると認めるときは、信託期間を延長する場合があります。
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益権の口数が3億口を下回るようになった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年4月21日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

追加型投信／国内／不動産投信／特殊型（ブル・ベア型）

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に3.3%（税抜：3.0%）を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に年0.902%（税抜：年0.82%）を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6カ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
その他の費用 及び手数料	信託財産にかかる監査報酬、信託事務の処理に要する諸費用、法定書類（目論見書、運用報告書等）の作成・印刷・交付にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の費用は、原則として受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。なお、これらの費用は、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

